



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

940	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
941	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
942	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	2
943	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
944	保安林の指定予定の通知	( " ).....	3
945	〃	( " ).....	3
946	〃	( " ).....	4
947	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	4
948	和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	4
949	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
950	公共測量の実施	( " ).....	5
951	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	5
952	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
953	〃	( " ).....	8
954	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

### ○ 諸報

令和2年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	10
----------------	---------------------------	----

### ○ 正誤

令和2年3月24日付け和歌山県報号外(3)和歌山県教育委員会規則第3号中	.....	12
令和2年3月24日付け和歌山県報号外(3)中	.....	12
令和2年3月31日付け和歌山県報号外(7)和歌山県訓令第9号中	.....	12

## 告 示

### 和歌山県告示第940号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年7月27日まで縦覧に供する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
令和2年6月25日
- 名称  
特定非営利活動法人neco.com
- 代表者の氏名  
松本舞

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡みなべ町東吉田107番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、国内の保護動物に対して、命を守るための保護とマッチングサービスの構築を行い、すべての命の尊厳を守り、環境保全に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第941号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800491	マスカット	岩出市湯窪43-1	就労継続支援A型	特定なし	株式会社GreenApple	和歌山市北中間町8番地	令和2.7.1

## 和歌山県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業北谷池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業北谷池地区の変更計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和2年7月8日から同年8月6日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び湯浅町産業建設課

## 和歌山県告示第943号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村小家字オノ谷1063の5から1063の11まで、1063の13から1063の19まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第944号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町坂本字月ノ木387の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第945号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町坂本字久保垣内529の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第946号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字シレイ谷242、243、253
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第947号**

令和2年和歌山県告示第829号（以下「告示第829号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
昇佳商事有限会社  
細尾昇平
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第829号のとおり

**和歌山県告示第948号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和2年6月26日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

**和歌山県告示第949号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月17日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

**和歌山県告示第950号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和2年4月29日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

**和歌山県告示第951号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施工者の名称  
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
和歌山都市計画道路事業3・3・10号市駅和佐線  
和歌山都市計画道路事業3・3・11号和歌山港鳴神山口線
- 3 事業施工期間  
平成28年1月12日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
平成28年1月12日和歌山県告示第29号の事業地に和歌山市栗栖字番頭免及び字碓合を加える。  
使用の部分  
変更なし

**和歌山県告示第952号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域  
(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

## 急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

目良 (I-1384)、立戸1 (I-1385)、立戸2 (I-1386)、元町 (I-1387)、西八王子宮 (I-2312)、芳養町浜田1 (I-4243)、芳養町浜田2 (I-4246)、芳養町三四六青葉台2 (I-4251)、芳養町三四六青葉台3 (I-4252)、芳養町三四六青葉台4 (I-4253)、元町瀬ノ谷1 (I-4258)、芳養町浜田3 (I-4259)、元町出立1 (I-4260)、元町天神1 (I-4262)、元町目良1 (I-4263)、元町天神2 (I-4264)、元町淀ヶ峰 (I-4265)、元町目良2 (I-4266)、明洋1丁目 (I-9008)、芳養町三四六青葉台5 (II-5751)、芳養町三四六青葉台7 (II-5753)、元町中の谷1 (II-5757)、元町瀬ノ谷2 (II-5758)、芳養町浜田4 (II-5759)、元町瀬ノ谷3 (II-5760)、元町立戸1 (II-5761)、元町目良3 (II-5762)、元町立戸2 (II-5763)、元町中の谷2 (II-5764)、元町中の谷3 (II-5766)、元町立戸3 (II-5767)、元町立戸4 (II-5768)、元町目良4 (II-5769)、元町目良5 (II-5771)、芳養町松原4 (III-3174)、明洋三丁目 (101) (I-61275)、明洋三丁目 (102) (I-61276)、明洋二丁目 (101) (I-61277)、上の山一丁目 (101) (I-61278)、上の山二丁目 (102) (II-61280)、上の山二丁目 (101) (I-61281)、目良 (104) (II-61282)、目良 (101) (I-61283)、目良 (102) (I-61284)、目良 (103) (I-61285)、天神崎 (101) (II-61286)、天神崎 (102) (II-61287)、天神崎 (103) (II-61288)、天神崎 (104) (III-61289)、芝 (I-1189)、東上ノ砦3 (I-4046)、稲成 (101) (I-64758)、稲成 (102) (I-64759)、秋津川大西2 (II-5683)、元町出立3 (I-2313)、願成寺 (I-2315)、元町出立2 (I-4268)、古尾 (101) (I-61363)、古尾 (102) (I-61364)、皆回り (下万呂) (I-1371)、湊山崎 (I-1372)、神田 (I-1391)、湊 (101) (I-61365)、湊 (102) (I-61366)、湊 (103) (I-61367)、湊 (104) (II-61368)、湊 (105) (II-61369)、新庄町橋谷2 (I-4281)、新庄町橋谷6 (III-3187)、上浜田 (I-1393)、神子浜 (I-1392)、神子浜東山1 (I-2303)、磯間 (I-1394)、文里一丁目1 (I-4279)、文里一丁目2 (I-4283)、元町文里一丁目 (III-3190)、神島台1 (II-5802)、神島台2 (III-3222)、神島台 (101) (I-61370)、神島台 (102) (I-61371)、神島台 (103) (I-61372)、神島台 (104) (I-61373)、神島台 (105) (II-61374)、神島台 (106) (II-61375)、あけぼの (101) (I-61191)、あけぼの (102) (II-61192)、あけぼの (103) (I-61193)、南新万 (101) (I-61194)、南新万 (102) (I-61195)、南新万 (103) (I-61196)、南新万 (104) (II-61197)、神子浜 (101) (I-61198)、神子浜 (102) (II-61199)、神子浜 (103) (I-61200)、神子浜 (104) (I-61201)、東山 (101) (I-61202)、東山 (102) (I-61203)、磯間 (101) (I-61204)、文里 (101) (I-61205)、文里 (102) (I-61206)、切畑 (101) (II-61376)、切畑 (102) (II-61377)、切畑 (103) (II-61378)、上切原 (101) (II-61379)、一本松 (101) (II-61380)、一本松 (102) (II-61381)、大瀬 (101) (II-61382)、武住 (101) (I-61383)、武住 (102) (II-61384)、武住 (103) (II-61385)、武住 (104) (II-61386)、皆地 (101) (II-61387)、皆地 (102) (II-61388)、皆地 (103) (II-61389)、皆地 (104) (II-61390)、皆地 (105) (I-61391)、皆地 (106) (I-61392)、小々森 (101) (II-61393)、小々森 (102) (II-61394)、小々森 (103) (II-61395)、小々森 (104) (I-61396)、高山 (101) (II-61398)、高山 (102) (II-61399)、高山 (103) (II-61400)、高山 (104) (I-61401)、高山 (105) (II-61402)、高山 (106) (II-61403)、小津荷 (101) (II-61404)、小津荷 (102) (I-61405)、小津荷 (103) (II-61406)、大津荷 (101) (II-61407)、蓑尾谷 (101) (I-61408)、檜葉 (101) (II-61469)、檜葉 (102) (II-61470)、檜葉 (104) (II-61472)、檜葉 (105) (II-61473)、上大野 (101) (II-61474)、上大野 (103) (II-61476)、上大野 (104) (II-61477)、東和田 (101) (II-61478)、渡瀬 (101) (II-61479)、渡瀬 (102) (I-61480)、渡瀬 (103) (I-61481)、渡瀬 (104) (I-61482)、渡瀬 (106) (II-61484)、渡瀬 (107) (I-61485)、下湯川 (101) (II-61486)、下湯川 (102) (II-61487)、下湯川 (103) (II-61488)、下湯川 (104) (II-61489)、下湯川 (105) (I-61490)、久保野 (101) (II-61

491)、久保野(102)(Ⅱ-61492)、久保野(103)(Ⅱ-61493)、久保野(104)(Ⅰ-61494)、久保野(105)(Ⅱ-61495)、久保野(106)(Ⅱ-61496)、曲川(101)(Ⅱ-61497)、曲川(102)(Ⅱ-61498)、曲川(103)(Ⅱ-61499)、曲川(104)(Ⅱ-61500)、湯峯(101)(Ⅱ-61501)、湯峯(102)(Ⅱ-61502)、日浦(Ⅰ-1422)、洞(Ⅰ-1423)、陰地(Ⅰ-1424)、竹の砦(Ⅰ-1425)、西谷庵尾1(Ⅰ-4368)、西谷庵尾2(Ⅰ-4369)、西谷日浦1(Ⅰ-4370)、西谷庵尾3(Ⅰ-4371)、西谷2(Ⅱ-6162)、西谷3(Ⅱ-6163)、西谷5(Ⅱ-6165)、西谷6(Ⅱ-6166)、西谷7(Ⅱ-6167)、西谷8(Ⅱ-6168)、西谷日浦2(Ⅱ-6170)、西谷(101)(Ⅱ-61261)、西谷(102)(Ⅱ-61262)、西谷(103)(Ⅱ-61263)、西谷(104)(Ⅱ-61264)、西谷(106)(Ⅱ-61266)、西谷(107)(Ⅱ-61267)、西谷(108)(Ⅱ-61268)、津越(Ⅰ-1408)、下モ地(Ⅰ-2318)、北郡1(Ⅰ-4372)、下モ地(Ⅰ-4373)、北郡2(Ⅱ-6195)、北郡津越1(Ⅲ-3461)、北郡下地1(Ⅲ-3466)、北郡(107)(Ⅰ-61269)、北郡(108)(Ⅱ-61270)、北郡(109)(Ⅱ-61271)、北郡(110)(Ⅱ-61272)、北郡(111)(Ⅱ-61273)、北郡(112)(Ⅱ-61274)、野中裏地6(Ⅲ-3494)、野中大畑3(Ⅲ-3495)、近露一里石2(Ⅱ-5966)、野中(101)(Ⅱ-61150)、野中(102)(Ⅱ-61151)、野中(103)(Ⅱ-61152)、野中(105)(Ⅱ-61154)、野中(106)(Ⅱ-61155)、野中(107)(Ⅱ-61156)、野中(108)(Ⅱ-61157)、野中(109)(Ⅱ-61158)、野中(110)(Ⅰ-61159)、野中(111)(Ⅱ-61160)、伏菟野(Ⅰ-1344)、伏菟野(Ⅰ-1345)、熊野川(Ⅰ-1346)、下地・下地(1)(Ⅰ-1406)、伏菟野見行1(Ⅱ-5639)、伏菟野目吉良2(Ⅱ-5641)、伏菟野目吉良3(Ⅱ-5642)、伏菟野見行2(Ⅱ-5643)、伏菟野(Ⅱ-5644)、伏菟野向垣内1(Ⅱ-5645)、伏菟野前谷1(Ⅱ-5646)、伏菟野前谷2(Ⅱ-5647)、伏菟野前谷4(Ⅱ-5649)、伏菟野向垣内2(Ⅱ-5650)、上野上上野1(Ⅱ-5730)、上野上上野2(Ⅱ-5731)、上野上上野3(Ⅱ-5732)、上野上上野4(Ⅱ-5733)、上野下上野1(Ⅱ-5734)、上野下上野2(Ⅱ-5735)、上野下上野3(Ⅱ-5736)、上野下上野4(Ⅱ-5737)、上野上上野5(Ⅱ-5739)、伏菟野見行4(Ⅲ-3105)、上三栖小川谷10(Ⅲ-3205)、伏菟野(101)(Ⅱ-61161)、伏菟野(102)(Ⅰ-61162)、伏菟野(103)(Ⅱ-61163)、伏菟野(104)(Ⅱ-61164)、伏菟野(105)(Ⅱ-61165)、伏菟野(106)(Ⅱ-61166)、上野(101)(Ⅱ-61167)、上野(102)(Ⅱ-61168)、上野(103)(Ⅱ-61169)、上野(104)(Ⅱ-61170)、上野(105)(Ⅱ-61171)、上野(106)(Ⅱ-61172)、上野(107)(Ⅱ-61173)、上野(108)(Ⅱ-61174)、上野(109)(Ⅱ-61175)、上野(110)(Ⅱ-61176)、上野(111)(Ⅱ-61177)、上野(112)(Ⅱ-61178)、上野(113)(Ⅱ-61179)、上野(114)(Ⅱ-61180)、上野(115)(Ⅱ-61181)、上野(116)(Ⅱ-61182)、上野(117)(Ⅱ-61183)、上野(118)(Ⅱ-61184)、上野(119)(Ⅱ-61185)、上野(120)(Ⅱ-61186)、上野(121)(Ⅱ-61187)、上野(122)(Ⅱ-61188)、上野(123)(Ⅱ-61189)、上野(124)(Ⅱ-61190)、明洋一丁目(103)(Ⅰ-61530)、明洋一丁目(104)(Ⅰ-61531)、明洋一丁目(105)(Ⅰ-61532)、明洋一丁目(107)(Ⅰ-61534)、明洋一丁目(109)(Ⅰ-61536)、明洋二丁目(102)(Ⅰ-61539)、明洋二丁目(103)(Ⅰ-61540)、明洋二丁目(104)(Ⅰ-61541)、明洋二丁目(106)(Ⅰ-61543)、明洋二丁目(108)(Ⅰ-61545)、上の山一丁目(103)(Ⅰ-61547)、目良(105)(Ⅰ-61554)、目良(106)(Ⅰ-61555)、目良(108)(Ⅰ-61557)、目良(110)(Ⅰ-61559)、天神崎(105)(Ⅰ-61560)、天神崎(109)(Ⅰ-61564)、天神崎(110)(Ⅰ-61565)、明洋一丁目(101)(Ⅱ-61528)、明洋一丁目(102)(Ⅱ-61529)、明洋一丁目(106)(Ⅱ-61533)、明洋一丁目(108)(Ⅱ-61535)、明洋一丁目(110)(Ⅱ-61537)、明洋一丁目(111)(Ⅱ-61538)、明洋二丁目(105)(Ⅱ-61542)、明洋二丁目(107)(Ⅱ-61544)、明洋三丁目(103)(Ⅱ-61546)、上の山一丁目(104)(Ⅱ-61548)、上の山一丁目(105)(Ⅱ-61549)、上の山一丁目(106)(Ⅱ-61550)、上の山一丁目(107)(Ⅱ-61551)、上の山一丁目(108)(Ⅱ-61552)、上の山二丁目(103)(Ⅱ-61553)、目良(107)(Ⅱ-61556)、目良(109)(Ⅱ-61558)、天神崎(106)(Ⅱ-61561)、天神崎(107)(Ⅱ-61562)、天神崎(111)(Ⅱ-61566)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

峰原（224）、一丁田（228）、縄手（415）、埴田（507）、上上野（410）、武住（452）、カジ田（453）、垣内（454）、上野（508）、上野東（559）、武住（598）、東（622）、九鬼（633）、神子浜東山（Ⅰ-1405）、小々森（105）（Ⅱ-61397）、檜葉（103）（Ⅱ-61471）、上大野（102）（Ⅱ-61475）、渡瀬（105）（Ⅱ-61483）、西谷（105）（Ⅱ-61265）、野中（104）（Ⅱ-61153）、天神崎（108）（Ⅱ-61563）

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第953号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

土生川（5-384-1-003-1）、土生川（5-384-1-003-2）、日高川右支溪（5-384-2-005）、日高川右支溪（5-384-2-006）、ベベ谷（5-386-1-902）、藤野川右支溪（5-384-1-015）、藤野川右支溪（5-384-1-016）、藤野川左支溪（5-384-2-015）、栗の谷（5-384-1-006）、日高川右支溪（5-384-2-003）、津々の川（5-385-1-038）、大又谷川右支溪（5-385-2-043）、大又谷川右支溪（5-385-2-044-1）、大又谷川右支溪（5-385-2-044-2）、大又谷川右支溪（5-385-2-045）、大又谷川左支溪（5-385-2-046）、大又谷川左支溪（5-385-2-047）、大又谷川左支溪（5-385-2-048）、大又谷川左支溪（5-385-2-049）、千津川1（Ⅱ-4156）、千津川2（Ⅱ-4160）、千津川3（Ⅱ-4170）、千津川5（Ⅱ-4186）、千津川6（Ⅱ-4187）、寺間谷（Ⅱ-4194）、千津川8（Ⅱ-4294）、千津川7（Ⅱ-4295）、千津川9（Ⅲ-2586）、千津川（101）（Ⅱ-50691）、千津川（102）（Ⅱ-50692）、千津川（103）（Ⅱ-50755）、千津川（104）（Ⅱ-50756）、中津川（Ⅰ-9003）、中津川（101）（Ⅱ-50757）、中津川（102）（Ⅱ-50758）、蛇尾東蛇尾2（Ⅱ-4164）、蛇尾西蛇尾2（Ⅱ-4175）、蛇尾東蛇尾5（Ⅱ-4179）、蛇尾（105）（Ⅰ-50246）、蛇尾（101）（Ⅱ-50693）、蛇尾（102）（Ⅱ-50694）、蛇尾（103）（Ⅱ-50695）、蛇尾（10



- 4) (Ⅱ-50696)、蛇尾(106) (Ⅱ-50697)、早藤(112) (Ⅱ-50698)、東谷口(I-998)、藤野川(I-3971)、森ノ口(Ⅱ-4178)、藤野川1(Ⅱ-4184)、藤野川2(Ⅱ-4185)、野上寺畑(I-1005)、下玄子(I-1006)、玄子(101) (I-50259)、玄子(102) (Ⅱ-50732)、玄子(103) (Ⅱ-50733)、玄子(104) (Ⅱ-50734)、入野(2) (I-1007)、入野(I-1008)、入野下入野(Ⅱ-4216)、入野3(Ⅱ-4217)、入野4(Ⅱ-4218)、入野(101) (I-50262)、入野(102) (I-50263)、入野(103) (Ⅱ-50771)、入野(104) (Ⅱ-50772)、入野(105) (Ⅱ-50773)、入野(106) (Ⅱ-50774)、入野(107) (Ⅱ-50775)、入野(108) (Ⅱ-50776)、若野(I-2283)、若野(101) (Ⅱ-50735)、若野(102) (Ⅱ-50736)、老星(Ⅱ-4374)、大又1(Ⅱ-4380)、大又2(Ⅱ-4381)、大又3(Ⅱ-4382)、大又4(Ⅱ-4383)、大又(Ⅱ-4384)、大又6(Ⅱ-4385)、大又7(Ⅱ-4386)、大又8(Ⅱ-4387)、大又9(Ⅱ-4388)、大又10(Ⅱ-4389)、大又(101) (Ⅱ-50731)、和佐(102) (Ⅱ-50760)、和佐(103) (Ⅱ-50761)、和佐(104) (Ⅱ-50762)、和佐(105) (I-50261)、和佐(106) (Ⅱ-50763)、和佐(107) (Ⅱ-50764)、和佐(108) (Ⅱ-50765)、和佐(109) (Ⅱ-50766)、和佐(110) (Ⅱ-50767)、和佐(111) (Ⅱ-50768)、和佐(112) (Ⅱ-50769)、和佐(113) (Ⅱ-50770)、小熊(101) (I-50264)、小熊(102) (I-50265)、小熊(103) (I-50266)、小熊(104) (I-50267)、土生(101) (Ⅱ-50777)、土生(102) (Ⅱ-50778)、小熊(105) (Ⅱ-50779)、小熊(106) (Ⅱ-50780)、小熊(108) (Ⅱ-50782)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

土生川(5-384-1-003-3)、土生川左支溪(5-384-2-004)、小熊(107) (Ⅱ-50781)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第954号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3522	岩出市森字宮裏244番の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	令和 2.6.23	6.00	62.57

## 諸 報

## 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る令和2年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和2年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多 賀 谷 一 照

- 1 試験期日 令和2年11月8日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

## 4 受験願書及び試験案内の配布方法

## (1) 窓口配布

ア 配布期間 令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）  
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）  
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

## (2) 郵送による配布

ア 配布期間 令和2年7月27日（月）から同年8月21日（金）まで

なお、郵送による配布の請求は、令和2年7月6日（月）から同年8月21日（金）（必着）まで受け付けます。

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。

令和2年8月28日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和2年7月27日（月）午前9時から同年8月25日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和2年8月25日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、御確認ください。

受付最終日（令和2年8月25日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

（ア）受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

（イ）利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

（ウ）利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03（3263）7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障害の内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 令和3年1月27日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政

書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

## 正 誤

### 正 誤

令和2年3月24日付け和歌山県報号外（3）和歌山県教育委員会規則第3号中

ページ	誤	正
2	(委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。	(委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 附 則 この規則は、令和2年3月29日から施行する。

### 正 誤

令和2年3月24日付け和歌山県報号外（3）5ページ目は誤りにつき、当該ページを削る。

### 正 誤

令和2年3月31日付け和歌山県報号外（7）和歌山県訓令第9号中

ページ	誤	正
5	欄17を同欄18とし、同欄10から16までを同欄11から17までとし、	欄13を同欄14とし、同欄10から12までを同欄11から13までとし、